# 第11分科会 図書館の自由

# 図書館の自由と個人情報保護の 現在を考える

基調報告 図書館の自由・この一年

西河内靖泰(日本図書館協会図書館の自由委員会委員長、広島女学院大学)

基調講演 ビッグデータとプライバシー保護

宮下紘(中央大学総合政策学部准教授)

研究討議

### 分科会概要

基調報告:図書館の自由・この一年

西河内靖泰(日本図書館協会図書館の自由委員会委員 長、広島女学院大学)

この一年間の図書館の自由に関する事例をふりかえり, 自由委員会の論議と対応を報告します。

報告事例としては.

- ・図書館資料の収集・提供の原則について―神戸連続 児童殺傷加害者手記『絶歌』をめぐって―
- ・差別扇動本とされる蔵書の提供について
- ・イスラム風刺画と表現の自由をめぐる問題 などを予定しています。

基調講演:ビッグデータとプライバシー保護

宮下紘 (中央大学総合政策学部准教授)

マイナンバー制度開始を目前として個人情報保護法改正案が示されるなど、ビッグデータ活用と個人のプライバシー保護の調整が社会の関心事となっています。また、「忘れられる権利」と「表現の自由」や「知る権利」との調整も論議されています。憲法、情報法を専門とし、個人情報保護法制について研究されている宮下紘先生に最新の動向と問題点をお話しいただきます。

### 研究協議

図書館においては従来から読書の秘密を守る立場で、図書館利用にかかわるさまざまな情報を慎重に取り扱ってきています。が、1984年に議決された「貸

出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に 関する基準」だけでは ICT 技術のもたらす問題に対 処できなくなっています。研究協議では、あらためて 図書館利用者の秘密を守ることについての考え方を提 起して議論します。

### パネル展示

2010年改訂,2014年追加の「なんでも読める・自由に読める」パネル展示を行います。

(熊野清子:日本図書館協会図書館の自由委員会副委員長)

### 基調報告要旨

# 図書館の自由・この一年

### 西河内靖泰

(日本図書館協会図書館の自由委員会委員長, 広島女学院大学)

図書館の自由に関する宣言では、資料収集と提供の自由をうたっていますが、資料や図書館への異議申し立て事例は多く発生しています。

神戸連続児童殺傷加害者手記『絶歌』をめぐっては、 収集の段階での委縮、提供制限要件にあたらない理由で の制限も見られました。また、差別扇動本とされる蔵書 についての意見も寄せられましたが、改めて資料収集・ 提供の原則を確認することが必要だと考えています。

### 報告講演要旨

# ビッグデータとプライバシー保護

### 宮下紘(中央大学総合政策学部准教授)

本報告では、ビッグデータの時代においてアメリカとヨーロッパにおける法制度の差異に着目しつつ、プライバシー保護に向けた課題を明らかにする。そのうえで、2015年9月に改正された個人情報保護法の新たな条項にも着目した上で、図書館におけるプライバシー保護の在り方について検討する。匿名加工情報の利用や本人の同意による解決策はいずれも限界があり、プライバシー保護をシステム全体で見直していくリスク管理が重要となる。同時に、プライバシーは権利であって、「自由」を基盤とするアメリカ型プライバシー権と「尊厳」を基軸に置くヨーロッパ型プライバシー権との衝突を教訓として、日本におけるプライバシー哲学を構築していく必要がある。

### 基調報告

# 図書館の自由・この一年

### 西河内靖泰

(JLA 図書館の自由委員会委員長,広島女学院大学)

# 1 図書館資料の収集・提供の原則について 一神戸連続児童殺傷事件加害者手記『絶歌』をめぐって

1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件の加害者である元少年 A が書いたとされる手記『絶歌』が2015年6月11日に太田出版から刊行された。

出版の是非や図書館での取扱いをめぐって様々な意見がマスコミやインターネット上で発信され、日本図書館協会(JLA)にも多くの問い合わせがあった。その際、図書館の自由に関する宣言(以下、自由宣言)への認識不足や誤解などがみられたため、JLA図書館の自由委員会は、「図書館資料の収集・提供の原則について(確認)」を公表した。

また,図書館問題研究会は,第62回全国大会で,アピール「『絶歌』問題を機に図書館の自由について考え,行動しよう」を採択した。

# 2 差別扇動本とされる蔵書の提供について

自由委員会は、「OoA Against Racism」(反差別・反レイシズム活動を行っているとする団体)からの公開質間状を5月半ばに受け取った。「マンガ嫌韓流」の閉架措置を求めるとともに自由宣言の人権・プライバシー条項についての認識を問うものであった。自由委員会の見解はこれまでに示したとおりであるが、確認の意味であらためて公表した。

### 3 加害少年推知記事の扱い(提供)について

『週刊新潮』2015年2月12日号は、名古屋市の無職女性殺害容疑で逮捕された19歳の女子大学生の実名と顔写真を掲載した。また、『週刊新潮』2015年3月12日号では、川崎市の中学1年生男子殺害容疑で逮捕された18歳少年の実名と顔写真を掲載した。

少年法は、未成年者の犯罪に関して本人が特定できる 報道を禁じているが、同誌編集部は、「事件の残虐性と 重大性」「社会に与えた影響の大きさ」などを勘案して 掲載したとしている。日本弁護士連合会は、「(実名や写 真掲載は)報道に不可欠ではない」という会長声明を出 している。

JLA はすでに類似の事案において「考え方(骨子)」を「加害少年推知記事の扱い(提供)について(2007年5月総会承認)」の中で明らかにしている。

### 4 資料回収・出版差止

**『らい予防法下におけるソーシャルワーク実践-その実態と課題**』ミネルヴァ書房 2014.12

あきらかな「剽窃」のため絶版・回収となった。 『グローバリゼーションと子どもの社会化』学文社 2013.10

13年前の博士論文を単行出版したもの。インタビューの相手に公表の確認をしておらず、本人が容易に特定されプライバシーを侵害するものであった。本人の抗議により出版社は初版を回収し改訂版を発行した。

### 『滋賀近代文学事典』和泉書院 2008.12

「差し替え用訂正版」が編者・発行者から所蔵図書館 あてに送付された(2014年5月)。ある項目がインター ネット上で閲覧できる状態にあり、該当者の抗議により 出版社が刷りなおして図書館に回収を依頼したもの。奥 付も ISBN も初刷とまったく同一であった。異版である ことを明示する必要性を出版社に確認し、奥付シールが 図書館に送付された。

# 『風にそよぐ墓標:父と息子の日航機墜落事故』 集英社 2010.8

日航機墜落事故の遺族が,自分の手記『雪解けの尾根』の記述を模倣され著作権を侵害されたとして著者と出版社を提訴。最高裁は著者らの上告を棄却し、書籍の出版差止めと約57万7千円の支払いを命じた二審の知財高裁判決が確定した(5月13日)。

### 5 国の政策に関連して

### (1) ビッグデータ活用の動き

マイナンバーが通知され、カードの発行を目前に控えている。ビッグデータの活用が政府によって推進され、利用目的の変更を容易とする個人情報保護法改正がなされた。図書館利用者の秘密を守ることについて再確認する必要がある。国際図書館連盟(IFLA)では、2105年8月14日に「プライバシーに関する声明」を公表している。

### (2)「安保法案」可決成立(9月19日)

### 一この法案に対しての図書館界での意見表明

図書館問題研究会は2015年7月7日、第62回全国大

会で、「安全保障関連法案に反対するアピール」を採択した。「平和安全法制整備法及び国際平和法案」は違憲であり、立憲主義を破壊するものである、と反対を表明し、「解釈によって自由に憲法がねじまげることができるならば、公共図書館を基礎付けている条項も容易にねじ曲げられる危険性がある」と指摘する。そして、「賛成、反対両方の情報を積極的に住民に提供し議論を促すことで、民主主義の内実を担保する」ことを図書館に呼びかけている。

### (3) 特定秘密保護法

2014年12月に特定秘密保護法が施行され、特定秘密の指定が始まった。情報保全監視委員会、情報保全諮問会議などが置かれ、秘密指定の状況が報告されている。しかし、第三者機関として適切か、管理監の権限が十分かなど疑問の声もあり、知る権利が阻害されないよう注視する必要がある。

### 6 イスラム風刺画と表現をめぐる問題

2015年1月7日、フランスの風刺専門週刊誌を発行するシャルリー・エブド社が銃撃され、編集長や風刺画家など12人が殺害された。イスラム教の預言者ムハンマドの風刺画を掲載したことへの報復とみられている。

事件に対しては「表現の自由への挑戦」として非難の 声が沸き上がったが、一方、風刺画の掲載や報道での転 載などに対しては、「表現の自由」か「信仰への侮辱」 かの論議が起きた。

IFLA は1月13日に公式声明を発表したほか,欧米の図書館協会が声明を発表している。

### 7 図書館の自由の広がり

#### (1) 図書館の自由に関する宣言 60 周年記念講演会

憲法学者松井茂記氏を招いて講演会「図書館と表現の 自由」を8月8日に開催した。公立図書館は、違法でな い限りあらゆる資料を提供するところであり、利用制限 は極力限定的にしか認められない。そのうえで、制限す る場合でも明確な基準と適切な手続きが必要であると強 調された。

# (2) 戦後 70 年特別展「発禁 1925-1944; 戦時体制 下の図書館と知る自由

県立長野図書館に残る検閲の記録『出版物差押通知接受簿』や対象となった所蔵資料の展示(8月1日~9月13日)。『出版物差押通知接受簿』『発禁閲禁図書目録』などはデジタル化し「長野県デジタルアーカイブ推進事

業 (愛称「信州デジくら」)」で公開している。

### (3) 実写映画「図書館戦争」続編公開ほか

有川浩が自由宣言に触発されて書いた小説を原作とする実写映画「図書館戦争」続編が2015年10月10日に公開された(「図書館戦争 THE LAST MISSION」)。前作に続き、JLAとのタイアップ宣伝ポスターが全国の図書館に配布された。

映画のロケが行われた宮城県図書館では、この映画の 公開を記念して特別展「図書館の自由に関する宣言」を 開催した(9月4日~11月27日)。

映画「疎開した 40 万冊の図書」(2013 年金髙謙二監督) は引き続き全国各地で上映されているが、図書館用 DVD も発売された。また、同じ監督によるドキュメンタリー映画『ウォーナーの謎のリスト』の制作が進んでいる(12 月公開予定)。

### 基調講演

# ビッグデータとプライバシー保護

宮下 紘(中央大学総合政策学部准教授)

### 1. ビッグデータ

個人に関するデータが瞬時に大量に収集,処理,分析, 拡散されるビッグデータの時代において,新たな知見の 発見や効率的に個人の選好に応じたサービス提供が可能 となった。ビッグデータは,個人の行動の予測を可能と し、様々な社会的便益をもたらしうる。

他方で、ビッグデータはあまりに個人の私的事柄に干渉しすぎてしまうことがある。たとえば、大量の遺伝情報を分析し、知見が蓄積されることで、自らの癌のリスクが明らかになり、たとえば乳がん予防のために癌に侵されていなくても手術を行ったアメリカの女優の話もある。このような遺伝情報は、リスクの高い人には保険の加入を拒否するなど、差別と偏見の温床となる。ビッグデータの時代には、個人は、生身の個人が何を言おうと、個人情報がそれ以上の事柄を明らかにしてしまう。プライバシーが危機にさらされている。

そこで、本報告では、2015年9月に改正された個人情報保護法のポイントに触れつつ、ビッグデータとプライバシー保護をいかに調和させていくか、特に図書館における場面における事例を踏まえつつ、検討する。

# 2. アメリカとヨーロッパ―自由と尊厳の衝突

ビッグデータの時代において、アメリカとヨーロッパではそれぞれプライバシー保護に向けた法的枠組みを示した。2012年1月、EUでは、1995年に成立した個人データ保護に関する指令を全面改正し、新たに個人データ保護規則提案を公表した。同提案の中には、「忘れられる権利」(第17条)が明文化されるとともに、個人データ保護の諸原則に違反した場合には、その事業者の全世界の総売り上げ2%を上限とする制裁金を設けるなど、厳格な個人情報保護法制を整備してきた(2015年9月時点で審議中)。このEUデータ保護規則提案の翌月にはアメリカでオバマ政権が「消費者プライバシー権利章典」を公表し、インターネット上での個人の閲覧履歴などの「追跡禁止」の原則や連邦取引委員会による取り締まり強化を示した。

このような、アメリカとヨーロッパの動向については、両者には異なるプライバシーの哲学が背景にあり、それぞれ異なる形で法制度が整備されてきた。アメリカにおけるプライバシー権は、あくまで政府から個人の「自由」を保障することを目的としている。すなわち、アメリカでは、20世紀初頭におけるレッセ・フェールの伝統により、政府が市場という詩的圏域に介入することが否定され、これにより、政府の権力が制限されてきた。政府が介入できない神聖な領域としてプライバシー権が保障されてきたのがアメリカの伝統である。

これに対し、ヨーロッパにおけるプライバシーの伝統は異なる。その起源は、身分制社会の克服、すなわち、人の身分にかかわらず私生活が尊重されるべきであるという要請にある。その後、ナチスがパンチカードを用いて、ヨーロッパ中にいるユダヤ人を見つけ、その個人情報を管理することで、効率的に大量殺戮してきた苦い経験がある。個人情報の保護はヨーロッパの伝統に照らして、人間の「尊厳」の保障という要請に合致してきた。

両者がそれぞれ「自由」と「尊厳」という別のプライバシー哲学に依拠していることは、単に理論的な差異にとどまらず、プライバシーの現実においても衝突がみられる。たとえば、9/11後のテロ対策の一環としてアメリカの旅客機の乗客データの事前送付を義務付けたことに対し、ヨーロッパでは無差別的に乗客データを明け渡すことに反対し、EU司法裁判所において個人データの移転の禁止が認められた。また、インターネットの検索サイトにおける自宅が競売された男性が検索結果の削除を求めた訴訟において、EU司法裁判所が「忘れられる権利」を肯定する判決を2014年5月に下した。この背

景にも、人間の尊厳や社会復帰する要請がある。しかし、アメリカでは「忘れられる権利」が、表現の自由にとって許し難く、政府が検索結果の削除を強要することは検閲にあたるという指摘がみられた。ビッグデータの時代において、「自由」を基盤とするアメリカ型プライバシー権と「尊厳」を基軸に置くヨーロッパ型プライバシー権は衝突を繰り返してきた。

# 3. ビッグデータと図書館におけるプライバ シー保護

では、アメリカとヨーロッパの衝突を教訓として、ビッグデータの時代において、プライバシー保護をめぐり、どのように対処すべきであろうか。武雄市図書館においては、カルチュア・コンビニエンス・クラブを指定管理者とした運営に対しては、住民訴訟が提起されるなど話題となった。本来、図書館員という専門性の高い職責を全うする場としての図書館におけるこのような委託業務がそもそも馴染むかという問題もあるが、プライバシー・個人情報保護の観点からは、次のような問題が存在する。

ビッグデータの時代において、おそれるべきプライバ シー問題は、個人情報の漏えいという古典的な問題では なく, むしろ, 蓄積され分析された個人情報をもとに個 人像が自動的に造られ、それによる差別や偏見である。 多くの場合、図書の貸し出し履歴は人の思想や信条を推 測する手掛かりを明るみに出す、いわゆるセンシティブ・ データである。さらに、図書の貸し出しの履歴をもとに、 他の個人情報(たとえば、コンビニの利用時間や購入品) と結びつけられれば、単にその人の思想や信条のみなら ず、生活スタイルや行動様式も推測されることとなる。 2015年9月に改正された個人情報保護法は、新たにセ ンシティブ・データの収集の原則禁止という条項を定め ており、「要配慮個人情報 | として「本人の人種、信条、 社会的身分,病歴,犯罪の経歴,犯罪により害を被った 事実その他本人に対する不当な差別. 偏見その他の不利 益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するも の」(多くの自治体における個人情報保護条例において すでに同様の規定が整備済みである)が新たに列挙され た。

図書館が生身の個人ではなく、個人のデータを監視し、 差別なく平等に利用させるのではなく、カスタマイズされた偏った利用を推奨することとなれば、図書館が「国 民の教育と文化の発展に寄与する」場ではなく、監視の 巣となり、差別と偏見の温床の場へのなりかねない危険 を有している。仮に図書館におけるビッグデータの利活 用が推進されるに際しても、プライバシー・個人情報保護への措置があらかじめ必要となる。

この点、ビッグデータに対処するためには、いくつかの方法が存在する。第1に、今回の個人情報保護法の改正で新たに明文化された「匿名加工情報」の利用である。特定の個人の識別をできない方法で加工する匿名化に成功すれば、対象となる個人へのプライバシー・リスクはなくなることとなる。これにより、図書館における様々な統計分析を行うことが期待される。もっとも、匿名化措置については、他の情報と結合することにより、再識別化のリスクが指摘されており、特に母体の少ないデータや特徴ある個人情報を匿名化する場合には、注意を要する。

第2に、個人情報保護法においては、本人の同意がある場合には、ビッグデータの利活用についても途が開かれることとなる。しかし、ここでも本人の同意の対象は、そもそも当初の利用目的に限定されると解釈されるべきであり、図書館のサービス向上による新たな事業には改めて同意の取得が必要となる。また、一般論として、センシティブ・データの取得は書面による本人の真正な同意が求められる。さらに、同意については、長文のプライバシー・ポリシーを熟読した上で、同意する利用者は極めて限られており、本当に図書館の個人情報保護方針に同意していたかどうかについても疑問が残る。

このように、いずれもパーフェクトな解決策とはなりえず、欧米ではビッグデータに対処するため、いわゆる「リスク管理」が推奨されてきた。プライバシーのリスク管理は、単に個人情報の漏えい対策のみならず、利用者の個人情報を適切に保護するための図書館全体としての取組において適切なプライバシー保護の水準を履行しているかどうかを点検するものである。特にセンシティブ・データを他の情報と結合させないなどのシステム対策は必須項目となろう。このような、リスク管理の実施は、我が国も加盟しているOECDプライバシー・ガイドラインの2013年7月改正でも新たに追加された項目であり、各図書館における個人情報の取扱いについて、プライバシーへのリスク評価を定期的行うなどして、プライバシーへの侵害リスクの低減・削除に努めることが要請されているといえる。

### 4. プライバシー権の復権に向けて

なぜプライバシーは権利として保障されなければならないのか。この「なぜ」が明らかにされず、プライバシーを保護することは不幸な帰結をもたらす。ビッグデータの推進派は、人によって異なる「気味の悪さ」という感

覚によって、個人情報の利活用を自粛せざるを得ない。 プライバシーの推進派は、プライバシーの正体が分から ないまま、保護が十分に実現されているか常に不安にさ いなまれることとなる。プライバシーを権利としてなぜ 保障すべきか、という問いを放置することは、ビッグデー タのビジネスにもプライバシー保護の政策にとっても停 滞をもたらすこととなる。

個人情報保護法が制定されて間もなく、学校の連絡網や同窓会名簿が次々と廃止され、また、震災時ですら必要な個人情報が提供されないなど、いわゆる「過剰反応」がみられ、人の絆が希薄なものになったという指摘があったのは記憶に新しい。プライバシーを「気味が悪い」という感覚的議論に依拠することは、個人情報の利活用にも保護にもマイナスとなる。

繰り返しとなるが、プライバシーは何のために権利として保障されるべきだろうか。アメリカでは、政府からの個人の「自由」を基調として、また、ヨーロッパでは人間の「尊厳」を基軸に、それぞれプライバシーの権利を発展させてきた。日本においてプライバシーを権利として強固なものにするためには、アメリカとヨーロッパにおける自由と尊厳の衝突と、そこから派生するプライバシー保護の政策の差異を看守したうえで、日本なりのプライバシー哲学を再検討すべきであるように思われる。個人情報保護法第3条には個人の「尊重」の理念が掲げられており、日本国憲法第13条の個人の「尊重」の理念とも合致する。日本におけるプライバシー保護の施策は個人の尊重の理念というプラグマティックな方法により実現していくべきであろう。

プライバシー権は、オンライン空間で常時他者との関係を持ちつつ自我の布置関係を整える過程において、ネットワーク化された自我を造形する権利として新たな側面を持ちつつあるように思われる。ビッグデータの時代が到来する中、なぜプライバシーを保護すべきか、という総論としてのプライバシー権論を欠いて大量のデータが氾濫する大海原を航海することはできない。ビッグデータの時代を生きる我々に必要とされているのはプライバシー権の羅針盤である。

第 101 回 全国図書館大会 東京大会 ホームページ掲載原稿 2015 年 10 月 5 日現在